

市民と市長の対話集会

第73回

タウンミーティング記録集



平成25年11月16日(土曜日)

会 場 久米川ふれあいセンター

時 間 午前10時～正午

東村山市

○開催内容

平成25年11月16日(土)午前10時、久米川ふれあいセンターにおきまして「タウンミーティング」を開催しました。24名の方にご参加いただき、ご意見をうかがいました。

●会場アンケート結果(住所地・年齢・性別について)

アンケート用紙は会場入り口で配付し、うち22枚を回収しました。

・アンケート回答者の住所地

| | |
|-------|-----|
| 久米川町 | 9人 |
| その他市内 | 12人 |
| 市外 | 1人 |
| 合計 | 22人 |

・年齢

| | |
|-------|-----|
| 20代以下 | 1人 |
| 30代 | 2人 |
| 40代 | 2人 |
| 50代 | 3人 |
| 60代 | 6人 |
| 70代 | 6人 |
| 80代以上 | 0人 |
| 未回答 | 2人 |
| 合計 | 22人 |

・性別

| | |
|----|-----|
| 男性 | 18人 |
| 女性 | 4人 |
| 合計 | 22人 |

○開催情報

●対象 市民の方(在勤・在学の方含む)

●申込み 申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

(手話通訳・要約筆記が必要な方は、開催日の1週間前までに

FAXまたは電話またはEメールにてご連絡ください)

連絡先：東村山市役所 市民協働課 電話/(393)5111 fax/(393)6846

Eメール/kyodo@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

| 開催日 | 会場 | 時間 |
|---------------|------------|----------|
| 平成26年2月14日(金) | サンパルネ | 午後7時～9時 |
| 平成26年3月15日(土) | 恩多ふれあいセンター | 午前10時～正午 |

タウンミーティング記録（概要）

会場での発言内容は発言要旨を記録し、個人名は伏せさせていただきました。

【市長あいさつ】

皆さん、おはようございます。本日は皆様お忙しい中、市民の皆さんと私との対話集会「タウンミーティング」にご参加いただきまして、ありがとうございます。また、常日頃は市政推進にあたりまして市民の皆様には特段のご理解・ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く感謝申し上げたいと思います。

回を重ねまして、このタウンミーティングも今回で73回目となりました。毎月1回、東村山市内各13町を回らせていただき、それぞれの地域でいろいろな面で活動されていらっしゃる方に司会をお願いして進めさせていただいています。今日は会場となっている久米川ふれあいセンターの運営を担っていただいております市民協議会の副会長をお務めいただいておりますMさんに司会をお願いさせていただきました。Mさん、どうぞよろしく願いいたします。

今年は10月半ばぐらいまで30℃を越すような暑い日が続いておりましたが、11月に入りましてぐっと冷え込んでまいりました。なかなかいい天気にならなかったのですが、今日は久々の秋晴れに恵まれまして、屋内でこういう集会をしているのがもったいないような感じもいたしますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

また、過日行われました東村山市民産業まつりにおきましては、多くの市民の皆さん、特に久米川町の皆さんには山車も出させていただきまして、お祭りを大いに盛り上げていただきましたことをこの場をお借りいたしまして感謝申し上げたいと思います。

また、先月、スポーツセンターで行なわれました第68回国民体育大会『スポーツ祭東京2013』ですが、スポーツセンターが久米川町にあるということで、地元の久米川町の皆さんにいろいろな面でご支援いただいて、感謝に堪えないところでございます。特に4丁目自治会の皆さんには自主的に全国からお客さんが来場されるということに併せて、自治会でおもてなしのテントを建ていただいて、他所からお見えになった方々にお茶やおだんごを振舞っていただきまして、ありがとうございます。期間中、約2万人の方が全国から東村山に少年女子のバスケットボールの応援でお出でいただいたんですけども、改めて東村山市の良さというものを市民の皆さんのご協力で全国にアピールすることができたのではないかなと考えておりまして、その点につきましても感謝申し上げたいと思っております。

先月まで行われておりました9月定例会で、平成24年度の東村山市の決算についてご認定をいただきました。すでに市報等でご報告させていただいておりますが、一般会計はじめ4つの特別会計を合わせまして、今回また全て黒字で決算を迎えることができたところでございます。昨年度1年間、市政運営に対してご指導・ご協力いただいたことに対しても感謝申し上げたいと思います。

また、万が一の場合に避難所となり、日頃、子どもたちが生活する場でもある公立小中学校で懸案となっておりました耐震化については、24年度で全て完了することができたところであります。今後は市役所本庁舎、中央公民館、中央図書館等々の耐震化が課題になってまいりますけれども、いつ

首都直下型地震がきてもおかしくないと言われている昨今でございますので、公共施設の耐震化・再生というのは大きな課題というふうに受け止めておりまして、今後も着実に推進してまいりたいと考えております。併せてライフラインについても、東村山市の場合は特に市が管理しているものだけでも橋が104ございまして、現在、劣化度がどの程度あるのかという調査をかけさせていただいて、橋についても計画的に着実に補強し、整備を図って、安全・安心のまちづくりを推進していきたいというふうに考えているところであります。

基盤整備の関係で言いますと、特にこの久米川町では、今、3・4・27号線、通称『さくら通り』と呼ばれておりますスポーツセンターのところで行き止まりになっている道路については、久米川町1丁目の野行通りまで鋭意事業を進めて、順次、地権者の方のご理解・ご了解いただいて用地を買収させていただき、本年度から、一部、築造工事も始めておりまして、平成27年度を目途にスポーツセンターから野行通りまで全線開通させていきたいと考えているところであります。これに併せて『さくら通り』3・4・27号線全体の今後の土地利用、用途・容積等をどうしていくのかということについて、市のほうから沿道周辺の皆さんに説明させていただいて、アンケート等をいただきながら、今後、都市計画道路の整備に併せて将来の土地利用をどうしていくかということの検討を開始していきたいと考えているところでございます。もし、関係地権者の方がいらっしゃいましたらご理解・ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

それからハード事業ばかりで恐縮ですけれども西武新宿線の東村山駅周辺、市役所横の府中街道の踏切から鷹の道の踏切、大踏切、そして化成小学校のところの踏切までを連続立体交差化するというところで、昨年度、都市計画決定されて今年中には恐らく事業認可を取得できる運びと聞いております。事業主体は東京都になりますけれども、東村山市もお金も拠出し、併せて付随する道路整備も進めていくことになります。今後、スムーズに行っても12年。事業規模としても当初、東京都が示した額だけでも700億円近い大きな事業となります。これまで鉄道で市の東西が大きく分断されていた東村山市ですけれども、これが高架になることで一体的な発展・整備を図ることができるのではないかと私どもとしても期待をし、かつ市民の皆さんの様々な声を聞きながら、着実にまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

今後の東村山市の課題の一端について申し上げさせていただきましたが、今日は限られた時間ですけれども身近な話題からそうした将来のことについてご意見いただいて、私としてお答えできるだけのことはお答えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

【会場でのご意見】

～みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち～ について

◆高齢者福祉の充実を

(久米川町 Kさん)

これからのお年寄りに対する福祉についてお尋ねしたい。年々、保険料・介護保険料等の医療費の負担が増えていくことは決まっている。消費税率も5%、8%、10%、さらにアップすることも聞いている。そんな中でお年寄りに対しての福祉にどれだけ市の財政を充てられるのか。

◎ 市長回答 ◎

高齢者の方を含めて市民の皆さんが安心して住みなれた地域で、お元気で健やかに生活を続けていただくということは、市にとって重要な施策テーマであるというふうに思っております。基本的には国の介護保険制度や国民健康保険制度、後期高齢者医療制度等に基づいて市のほうも施策の展開をさせていただいているところでございますが、ご指摘のように現在、東村山市は周辺市と比べても高齢化率が高い。多摩26市の中でも4番目の高齢化率の高さです。市内に医療機関・医療施設、それから介護施設等が多い関係もあって、そういう意味では恵まれてはいるのですが、一方ですぐにサービスを受けやすいということで、医療給付費や介護給付費が他市に比べて高めになっていて、結果としてそれが介護保険料や国民健康保険料等に跳ね返っている事実があります。市としては高齢者の方ができるだけ健康を維持して地域で生活していただけるように、健康寿命を少しでも延ばしていきたいというふうに考えているところでございます。詳しい資料がないのでうろ覚えですけれども、東村山市の男性・女性の平均寿命は全国の平均寿命とさほど差はありませんが、元気で健康でいられるいわゆる健康寿命年齢と生涯を閉じられる寿命年齢との差が最近だんだん開きつつある傾向があります。例えば85歳で亡くなられたとして、今まで83歳ぐらいまでお元気だったのが81歳とか80歳ぐらいから介護保険を使われるように、本当の寿命と健康寿命の差が開きつつあるところがございますので、ご本人にとってもできるだけ健康でいていただくということが非常に重要です。我々も市民の皆さんにいつまでもお元気でいていただくほうが、財政負担が少なく済みますし、結果として保険料が低く抑えられることになるので、今後はより健康寿命を引き上げて天寿を全うされる寿命に近づける取り組みをしていきたいというふうに考えております。ただ、これは行政だけではとてもできませんので、昨年からは保健推進員や福祉協力員、老人クラブ、自治会、それからいきいきシニアの皆さんと連携して『介護予防大作戦』というのを各13町で展開させていただいています。少しでも若いうちから病気予防あるいは介護予防ということに気をつけて生活習慣、食生活に気をつけていただく、あるいは日頃から運動していただくという取り組みの機運を盛り上げていきたいというふうに考えているところであります。とはいえ、病気になられた方、介護が必要になられた方には一定の公的な医療サービス、あるいは介護サービスをきちんと受けられるような体制は市としてこれからもできるだけ整えて、万が一の場合に備えていきたいというふうに考えておりますので、引き続きご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 高齢介護課より ◎

高齢者人口の増加に呼応する形で要介護者や介護給付費も増加の一途をたどる傾向にあることから、介護予防への取り組みを重要な課題として位置付けています。また、介護給付費の適正化にも取り組んできたところであり、引き続き重点的に取り組んでまいります。

◆東村山の中心部に医療施設や高齢者福祉施設を

(久米川町 Kさん)

これから高齢化社会に向かっていく。東村山は医療施設が多いほうだと思うが地域が偏っていて、新山手病院・白十字病院・多摩北部医療センターというのは郊外のほうにあって、駅からバスで行かなければならず、1日がかりになってしまうこともある。今、市の中心部の久米川町あたりの開発が進んでいるので、用地が高くなる前に土地を確保して市立の総合病院をつくるかもしくは誘致する。また、昔から東村山市は東京の外れにあったので、病院も多いし結核医療センターもあるし都営住宅もあったので、東京都の外れに有料老人ホームを誘致すれば東村山市が健康都市として大きく売り出していけると思う。ぜひ東村山の中心部である久米川町の外れぐらいに総合病院を1つ。それと有料老人ホームを誘致して欲しい。

◎ 市長回答 ◎

医療関係のご質問でございます。確かに市内で比較的大きな病院というのはご指摘のように諏訪町それから青葉町等にあるということで、クリニックを含めて医療施設が手薄なエリアというのがあるのは事実だというふうに認識しておりますが、当市は隣接する小平市・清瀬市・東久留米市・西東京市等と公立昭和病院というのを運営しております、公立昭和病院は小平市にあるのでより遠隔になるのですが利用者数としては小平市民、東久留米市民に次いで東村山市民の方のご利用が多いんです。こちらに年間約2億5000万円ほど拠出して運営しているということから、残念ながら市内に市民病院を新たに設置するという考え方は持っておりません。単独で持つというのは財政的に大変厳しく、難しいところがあります。

一時、さくら通りに大型の総合的なクリニックが建設される動きがあって、市としても非常に期待していたのですが、途中で経営に行き詰って途絶してしまったという残念な事例がありました。あれができれば久米川町の中になかなか大型の医療施設ができるということで我々も期待していたのですが、結果としてはうまくいかなかったということがございます。今後、医療施設を久米川町に持ってくるというのはなかなか難しいところがありますが、久米川町については幸いなことに市のコミュニティバスが走っておりますことから、それらをうまく乗り継いでいただいて、医療施設に何とか通院していただきたいと思えます。市のコミュニティバスについてもいろいろご意見が出ましたので、諏訪町循環と久米川町循環については休日の運行本数とダイヤを変更し、平日(月～土)についても若干ダイヤを変更し、新秋津駅・多摩北部医療センター方面のコミュニティバスと乗り換えしやすいダイヤとすることで検討を進めております。新しい運行ダイヤについては、年明け2月頃の市報等でご案内できると考えておりますので、そうしたかたちでなんとかご利用いただきたいというふうに考えています。

あと老人ホームの関係ですけれども、当市は特別養護老人ホーム等の施設が比較的多くて、それが若干、介護保険料を押し上げている要因になっているのも事実ですが、特別養護老人ホームについて

は先々のことを見越してお元気なうちから登録されている方も含めると900人ほどの待機者が出ているのが事実であります。市としては老人ホームを増やすと今度はそれが介護保険料に跳ね返ってくる部分があるので、そのバランスを考えながら必要な施設については一定の整備をしつつ、あまり過大な介護保険料の引き上げにつながらないように努めていきたいと考えているところでございます。

いずれにしても医療それから介護・看護というのは、市民の皆さんの健康にとっては最も大切なものでございますので、市が直接やる部分もありますが、今後、民間の医療の団体あるいは介護の団体と連携を深めて、これからの高齢社会で介護難民だとか医療難民だとかがないように、東村山市としても万全を期していきたいと考えております。

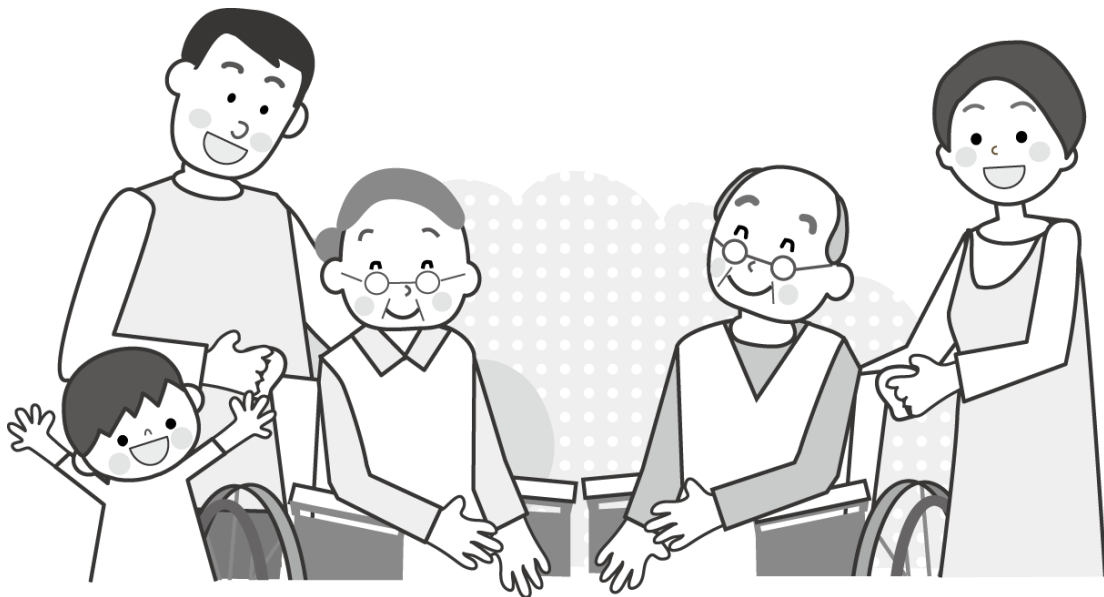
◎ 健康課より ◎

当市では、東京都の保健医療計画に則り、第1次医療機関である市内の7つの一般病院や、診療所と、圏域の第二次医療機関の公立昭和病院と連携することにより、保健医療体制を構築し、市民の健康増進に努めているところであり、近隣市と比較しても大きな差はないところです。

確かに久米川町には診療所が一つあるだけであり、ご足労をかける面があることは理解しているところです。しかし、市長の回答のとおり市立病院を開設することは難しく、また民間の総合病院を誘致することも土地や経営基盤の問題で非常に難しいところですので、ご理解をお願いします。

◎ 高齢介護課より ◎

現在、市内に既に7か所の特別養護老人ホームと同じく7か所の有料老人ホームが整備されており、一定程度ニーズが充足されていると考えます。介護給付費の増大が介護保険料の上昇に繋がりますので、そのバランスや他施策での対応等を考慮した中で、次期介護保険事業計画策定において協議をしてまいりたいと考えております。



◆諏訪町遊歩道の樹木の手入れについて

(諏訪町 Kさん)

諏訪町の遊歩道の近くに住んでいる。遊歩道の除草と落ち葉掃きを一人でやっているが、かなり厳しい。150mぐらいの距離だが、夏は終わったと思うと最初にやったところから次の草が生えてくる。あと、ハナミズキの間にある木の葉が1年中落ちるので、1年中掃除しなければいけない。みどりと環境課に枝下ろしを頼んだところ、予算がないのかなかやってくれない。以前は毎年市でやっていたが最近はやっていない。自治会の懇親会で質問したら「シルバーで伐採をお願いしたら」と言われた。シルバーのほうもあまり仕事がないので、できたらお願いしたい。

もう一つは、3年ぐらい前に近所の木をいきなり5本抜いた。なぜ抜いたか聞いたら、台風があったりした時に倒木の危険性があるということだったが、抜いた後に桜の木を植えた。その後、植えた桜を全部引き抜いて北山公園に植えると言った。なぜそんな無駄なことをするのか。

◎ 市長回答 ◎

諏訪町の遊歩道を1年中お掃除・草むしり等していただいているということで、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。本来は市が適切に管理しておかなければならないのだろうと思います。

ちょっと細かい経過は私も報告を受けていないのですが、5本伐採してなぜ桜を植えたのか。その桜をまた抜いて北山公園に持っていったという点は私も承知していないので、持ち帰って確認させていただいて後日ご連絡させていただきたいと思います。今後、ご提案のあった地元のシルバー人材センターの方々の委託も含めて、どのように管理したらいいのか。緑が豊富な東村山なのですが、逆にこの時期になると落葉で市内各所から様々なご指摘や苦情をいただいて、市としても苦慮しています。「黒字が出たならそのぐらいのお金出せ」とおっしゃる向きはよくわかるのですが、我々も将来的にいろいろやらなければならない事業もいっぱいあるので、赤字にするわけにはいかないということでご理解いただきたいと思います。その点も含めて担当所管とも相談して何らかの対応を考えたいと思います。ご迷惑おかけしましてすみません。

◎ みどりと環境課より ◎

草刈りについては、年1回、剪定については、状況をみながら対応をしております。

3年前の台風にて、ハナミズキが1本隣接住宅のフェンスに倒れてしまい、同日伐採の処置を消防団の方々により対応していただきました。その後、業者により倒木の恐れがあるとの判断で伐採をいたしました。連続5本伐採となってしまったため、早急に用意できるコヒガン桜を3本植栽いたしましたが、9月16日の台風にて、そのうちの1本が根元から折れてしまい、伐採せざる得ない状態がありました。その際、近隣住民より、毛虫に刺されたため、桜の木を移植してほしいとの要望があったために残る2本の桜を北山公園に移植いたしました。

現在空いている植栽部分には、近隣住民の要望等もあることから、ハナミズキの植栽を考えております。

◆洪水ハザードマップの作成基準の見直しを

(多摩湖町 Aさん)

平成22年に防災安全課で発行した東村山市の洪水ハザードマップというのが各戸に配布されているが、ここに記載されている浸水履歴によって多摩湖4丁目1番地の土地取引で地価が半減するという問題が起こった。これは平成16年に市から「浸水に備えて土のうをいかがですか」ということで土のうを要請したところ、この地域全てに浸水履歴があったという表記された。この地域の住民が土地の売却を計画したところ、浸水履歴があるため不動産業者から「半減だ」と言われた。そこで先月、市民部防災安全課に行って話したところ、「マップ改訂を行う。その間ホームページ掲載もやめる」と早い対応をいただき、今月には確認できた。ただ、市の行政・企画を進めていくうえでこれを1つの事例として今後ご検討いただきたいということで、いくつかの問題点を指摘したい。

①当時の防災安全課は土のう要請した地区を^{イコール}「浸水履歴があった」と定義している。恐らく「市が無料で土のうを供給してくれるならもらおうか」というようなことで申請した人もいるかもしれない。ところがそれで^{イコール}「浸水があった」と表現されてはこの土地の取引はどうなるのか心配。

②私どもの自治会の班では要請していないが、当時、現地調査をせずに市が要請したと聞いている。

③こういう地震や水害はやや大げさに表現する。これは仕方ないが、マップの震災履歴によって地価が半減するというところにつながっていることを認識いただきたい。

④このマップは平成12年にあった東海豪雨（総雨量589mm、瞬間最大雨量114mm）と同程度の雨を想定してつくられている。名古屋や東京の南部等の平野地区は川が地面よりもやや高かったりして土手を築いているが、武蔵野台地や狭山丘陵は川が地面より下になっている侵食タイプ。東海豪雨の水害は恐らく川の氾濫で起こったのではないかと思うが、この結果を市内の川に適用してシミュレーションしている。それによると0.5mから最大5mの浸水地域がでてくる。大雑把に計算すると約2km²、東村山の面積の約12%が1mから5m浸水することになっている。これを見ると他の地域の方からは「東村山はこんなに水害が多いのか」と思われ、まちおこし等に影響する。

市は比較的迅速に対応してくれて、多摩湖町4丁目1番地の浸水履歴表記は消えたが、こういった問題点があるので、今後、こういったことを企画する時には関係部署との連携を密にして、派生的な障害がでてくるということを念頭において、これを1つの教訓として市政に活かして欲しい。

◎ 市長回答 ◎

今回、洪水ハザードマップの表記の仕方についていくつかご指摘いただきまして、実際にご迷惑をおかけすることがあった点についてはお詫びさせていただきたいと思っております。ただ、これは市で勝手につくっているものではなくて、洪水の浸食エリアについては東京都等が発表しているものに基づいて記載させていただいているものでありますので、今後、洪水の予想図の出し方については検討したいと思いますが、逆に当市だけ過小評価もできないのでそこをどのように表現していくかということについて、他市の状況あるいは東京都とも協議しながら推進していきたいと思っております。

浸水地区の表記については確かにご指摘のとおりで、当市のこれまでの土のう要請の記録を基にこういうエリア付けをさせていただいているのですが、1軒でも土のう要請があればこういう区域として書かれてしまうことについてはご指摘のとおりいささかどうなのかと。これによって現実に地所を売却しようとしたら評価が下がってしまったというご指摘もございましたので、今後、土のう要請があっただけで浸水エリアと表記するかどうかについても再検討させていただきたいと考えているところでございます。洪水ハザードマップを出させていただいたというのは、この間の伊豆大島での水害

をみていただいてもおわかりのとおり、近年、予想を遥かに超える雨量の集中豪雨等が多発していることを踏まえて、市としても市民の皆さんの生命・財産を守るという観点でつくらせていただいたものであります。ご自身がお住まいのエリアがこのぐらいの雨量が降るとももしかすると危ないというご認識をいただくということで作成してきたものですが、あまりに過大であると土地の評価等にも影響がでないというわけではありませんので、今後、ご指摘を踏まえて検討していきたいと考えています。

それともう一つは、市内に6箇所ほど東京都の指定を受けている土砂災害の危険箇所がございます。避難勧告や避難指示を出すのは市町村長の役割になっているのですが、国や東京都のほうで具体的に「何mm以上降雨がある、あるいは予想される場合には避難勧告・避難指示を出しなさい」という客観的な基準がありません。ですので、この間の大島の場合はかなりの雨量があるにも関わらず避難誘導ができなかったということで後からいろいろ批判を受けた点もあります。土砂災害危険箇所はいわゆる急斜面地に宅地造成されたようなエリアになりますけれども、この地域については雨量が何mmを超える場合に避難をお願いするというような客観的な基準を市としても持っておきたいなと思っておりますので、その辺は専門家等も交えて基準づくりを進めさせていただきたいと考えております。

洪水ハザードマップについてはご指摘を踏まえて、さらに精度を上げていくようにこれから検討・研究させていただきたいと思っております。いろいろご迷惑をおかけした点は重ねてお詫び申し上げたいと思っております。

◎ 防災安全課より ◎

東京都の都市型水害対策連絡会が平成17年6月に公表いたしました「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図」を基に、浸水エリアと深さの状況並びに避難所を示した洪水避難地図です。この地図は、平成12年9月の東海豪雨（総雨量589ミリ・時間最大雨量114ミリ）と同程度の大雨が降った場合に予測される洪水の状況をシュミレーションした地図に、過去の浸水のあった場所と土のう要請があった場所を示し、避難所への避難方向を表示し、安全に避難することを第一に検討し、作成しております。

◆防災行政無線の活用について

（久米川町 Eさん）

久米川ふれあいセンターの庭にスピーカー（防災行政無線）がついた。防犯・防災に限って使用するのかわからないが、隣の市だと「どここの何歳の男性が外出してそのまま帰ってこなくて、行方不明になっています」とかという放送がよくある。そういう使用も許されるなら東村山市でもやってはどうか。それから実際にいつから利用するのか。どこかにあったものが移設されたのか、全く新しくつけたのか。その辺を参考までに教えて欲しい。

◎ 市長回答 ◎

ありがとうございます。市で設置している防災行政無線は平成元年に設置されて老朽化してきたということがあって、いずれ新しいものに取り替えなければならないというのが課題になっていました。それで平成23年に発生した東日本大震災の時に、防災行政無線を使っていろいろな情報をお知らせさせていただいたところでもあります。特に東京電力の計画停電の関係は防災行政無線を使って市民の

皆さんに情報を迅速にお伝えするという事に努めてきたところですが、いかんせん老朽化しているということがあって、「何を言っているのかよく聞こえない」という苦情を多くいただいて、これを取り替えていこうということで、震災以降、防災行政無線については今までのアナログ方式からデジタル方式に切り替えているところであります。あと、かつて設置した時はそれほど市内に高い建物がなくてあまり反響もしていなかったのですが、だんだん高い建物が増えて音が反響してハウリングしてしまって何を言っているのかわからないということもあって、その辺を調査しながら向きを変えたり高さを変えたり移設したりということで、今、順次設置させていただいているところであります。向きや位置を変えたりデジタル化したことによって、以前に比べると多少聞こえやすくなったのではないかなと考えています。それとともにデジタル化したメリットとして各避難所に設置している防災無線を使って双方向での無線電話が使えるとか、まだ初めていないのですが防災無線を使って流した情報を登録いただいた市民の皆さんにメールとして情報伝達できるようになる等、いくつかのメリットがありまして、今、市内の防災行政無線についてはアナログからデジタルに切り替える作業を順次、進めているところであります。

流す内容については基本的には防災情報、緊急時の情報伝達ということになるのですが、アナログ式と違ってメリットとして一部の無線機と一部の子機だけに放送を流すということができるのです。例えば久米川町のスピーカーだけに発信するという事も可能なので、よりきめ細かい情報伝達の仕方ができるのではないかなと考えています。まだ具体的には行っていませんが、今、ご指摘のように、例えば「認知症の方が行方不明になった」というような情報等についてもきめ細かくお流しすることが可能になるのではないかなと思います。東村山はデジタル化される以前にも緊急時で認知症の方や知的障害者の方が迷子になって行方不明になってしまった時に防災行政無線を活用させていただいた事例もありますので、今後もそういったことに対しても活用していきたいと考えています。ただ、我々の内情を申し上げますと防災行政無線をデジタル化してもよく聞き取れなくて、1回流すと市民の皆さんから必ず「何を言っているのですか？」というお問い合わせをかなりの件数いただきます。震災の時は1回流すとだいたい1000件ぐらい電話があったので、その態勢をきちんと取っておかないと、流したはいいいけど市民の皆さんからのお問い合わせに対応できない事態になりかねません。防災の所管は防災行政無線で情報を流すのに慎重になっている部分もあるので、適宜適切に防災行政無線を活用して必要な情報を市民の皆様にお流しできるよう、今後、庁内的な態勢づくりの強化に努めていきたいと考えております。

そこに設置されたものはいつから使用されるのか。

(久米川町 Eさん)

◎ 市長回答 ◎

ちょっと細かくは聞いておりませんが、設置されれば使用できる状態にはなっていると思いますので、必要があれば確認してふれあいセンターのほうに連絡させていただきたいと思います。

◎ 防災安全課より ◎

久米川ふれあいセンターに設置させていただきました防災行政無線は、久米川町2丁目17番地に設置していた防災無線を移設し、新たに出来た住宅への情報伝達を考慮し、設置しております。また、久米川ふれあいセンターの防災無線の運用は、11月27日より運用を開始しております。また、防災行政無線の運用につきましては、緊急災害情報を基本に使用する計画となっております。

◆美住リサイクルショップの運営について

(栄町 Hさん)

ごみの問題は市民と行政の協働でやらなければいけない問題だが、問題を持っていく行政側の窓口が資源循環部と美住リサイクルショップの2ヶ所だと思う。美住リサイクルショップ運営委員会というのがあって定員が20名と聞いているが、現状15名で欠員が出ている。また、出席者が少ないのでいろいろ問題があると聞いている。その補欠の状況等の問題について聞かせていただきたい。

◎ 市長回答 ◎

リサイクルショップの運営については、美住リサイクルショップ運営委員会の皆さんにいろいろとお骨折りにいただいているわけでありますが、運営委員の皆さんと市長との懇談というのを毎年1回、やらせていただいています。たまたま昨日やらせていただきました。運営委員は公募でお願いしていますが、今回かなりメンバーの方が入れ替わられたので、具体的なお話はありませんでした。前回出た時には今まで長年やってきた方々が一生懸命がんばったわりには行政や市民の皆さんにごみ問題にあまり関心を持っていただけなくて、行政にもきちんと応えてもらえないというような苦情めいたお話をかなりいただきました。私としては努力したわりには成果があがらない、報われないということなのではないかなというふうに受け止めさせていただいて、市としてもバックアップして、一緒になって他の15万2000人の市民の皆さんによりごみ減量やリサイクルについて我が事として取り組んでいただけるように努力しなければならないなと感じているところでございます。今回、募集をしましたがなかなか定員数が埋まらなくて、現状、ご指摘のような体制で行っていただいています。ただ、昨日も申し上げたんですけれども、かつての環境部を組織変更して今の資源循環部にした時に、それまで地球温暖化や身近な地域の環境美化等の環境問題を一手に引き受けていた環境係が秋水園に置いておくと事務上いろいろな不都合が生じてきまして、本庁に移動させないと全庁的な動きがなかなか取れないということから、環境係を今の都市環境部のほうに持っていったことの弊害みたいなのがご指摘としてもあり、かつ私自身も感じているところです。リサイクルショップ運営委員会に参加されている市民の方はごみ問題はもちろんなのですが、ごみを通じて環境全体について市民の皆さんへの啓発活動等をもっとやりたいというご認識があるのですけれども環境係が違う部になってしまって、縦割りの弊害で資源循環部の今の所掌事務を超える部分があって、そこでちょっとうまくいっていない部分があるのかなという感じがしています。昨今、特に東日本大震災以降は「太陽光等の再生可能エネルギーの普及促進に市はもう少し力を入れろ」というのが美住リサイクルショップ運営委員会の皆さんのお話なのですが、そこが今、資源循環部が直接タッチしなくなってしまったので、これからどういうふうに組織上うまく連携を取っていくかということが課題ではないかと考えているところでございます。

懇談会の傍聴を拒否された。市長が傍聴を拒否するような団体を受け入れること自体がおかしい。反対（意見）の人が傍聴してもいいのではないか。そういう運営委員会を市長が認めて懇談会に出席すること自体がいけない。
(秋津町 Sさん)

◎ 市長回答 ◎

市が呼びかけて主催するものは基本的には傍聴を認めないという会議はないと思っています。ただ、今回は運営委員の皆さんから「市長と懇談したい」ということで行ってきた経過があるので、私は傍聴いただいても結構ですし、ご判断に委ねますというスタンスなんですね。例えば運営委員会の皆さん

んと懇談の場を持つということがあった場合に、団体によっては外部の方がいると市長とざっくばらんに話がしづらいということもあるでしょうから、それはそれぞれの団体の判断でいいのではないかと思います。逆に市が運営委員会の皆さんを集めて会議を開く場合は、基本的には公開が原則になるだろうと思います。

◎ ごみ減量推進課より ◎

現状の美住リサイクルショップ運営委員会は、ご指摘のとおり設置規則に定められた定数には達していませんが、人数が少ない部分につきましては、イベントの内容や講座の中身を工夫することで、現状の人数の中で最大限の貢献をさせていただいております。

運営委員が少ない事が原因となり何らかの問題が生じているとの認識はございません。

市長との懇談会につきましては、美住リサイクルショップ運営委員の方々が日頃の活動を通じて思っていること、感じていること等を市長と直に意見交換する場として、運営委員会からの要請により開催したものです。

このような会合の趣旨から、この度の傍聴依頼につきましては、委員以外の方が加わることにより、発言を躊躇してしまうことや忌憚のない意見交換の場が失われてしまうことが懸念されたため、運営委員会の総意として傍聴をご遠慮願ったものでございます。

～みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち～ について

◆ 3・4・27号線（さくら通り）の整備に伴う公共施設の設置について

（久米川町 Kさん）

今、さくら通りから野行通りにかけて急速に都市開発が進んでいて、大きな住宅団地もできつつある。将来、人口が増えることが予想されるが、このあたりに市民のための公共施設をつくる計画があるか。さくら通りは東村山市の顔の1つと言われるほどの美観・景観を持っている。これからさらに市外から来た人に東村山市の素晴らしさを見てもらうために街路灯のようなものを設置するような計画があるか。

◎ 市長回答 ◎

先ほどご説明させていただいたように、都市計画道路3・4・27号線、通称名さくら通りは東村山駅東口広場の整備から40年近い年月が経っていますが、ようやくスポーツセンターのところまでできて、現状、スポーツセンターのちょっと先で止まっている道路を野行通りまで抜いていく予定にしています。野行通りまで抜けると新秋津駅に行く側道のところにほぼ直線的に出ることが可能になりますので、今までは東村山駅方面から新秋津駅方面に行くのに青葉町のほうをぐるっと迂回しなければならなかったわけですが、直線的にスポーツセンターまで行って、さらにスポーツセンターから秋津のほうまで真っ直ぐ行けるような形態になります。そういうことで市内の車の流れ、アクセスが良くなるというふうに考えております。併せて3・4・27号線の開発している道路のエリア、また既存の道路の周辺部についてせっかく道路事情が良くなりますので、それに併せて今お住まいの方や

土地の所有者の方とこれから土地利用についていろいろ協議していきたいという段階で、今、話を進めさせていただいております。

公共施設の整備ということについて申し上げますと、こちらのほうのどこかに公共施設を造るという考え方は残念ながら今のところございません。ただ、以前からの話として久米川町は比較的まだ農地があって様々な野菜や果物が生産されているので、そういったものを販売する道の駅のようなものを考えられないかというようなお話をしばしば地域の方からいただくケースはありますが、まだ市の計画というような位置付けで考えられているものではありません。これが東村山のある意味シンボルロードの1つになりますので、今後、JAさんや商工会等々とも意見交換しながら、そういった市の活性化に結びつくような施設の整備ということは考えてもいいのかなというような思いはありますが、現段階では必ず進めるとか進めないかということはまだ申し上げられるような状況にはないので、お話としてはそういうご要望はあるという状況でございます。

それから街路灯については、基本的には道路ができれば法令に基づいて街路灯を設置するというところで考えておりますので、それ以上の照明灯については今の段階では特段考えている状況ではありません。ただ、だんだん整備されてくると歩車道はもちろん分離されているのですが、警察のほうからは「自転車レーンの設置を考えてもらえないか」という話が市のほうにきているというようなことがあって、今後そういったことも少し検討していかなければならないのかなというふうに考えております。東村山は駅が9つあるのですが、東村山駅、久米川駅、それから秋津・新秋津駅の3極が東村山の中心核とされています。そのうちの東村山駅と秋津・新秋津駅を結ぶ重要な路線が3・4・27号線（さくら通り）ですから、野行通りまで抜けるだけでもかなりの経済効果、あるいは交通アクセスが向上する等、様々な効果が期待できます。市としてもさくら通りの開通に併せてまち全体の活性化に結びつけていくような施策展開をこれから考えていきたいと思っております。

◎ 用地・事業課より ◎

さくら通りは、東村山駅から秋津駅を結ぶシンボル軸として早期開通を目指して順次整備を進めております。

整備方針としてゆとりある歩道の整備に併せて植栽等の環境面にも配慮していくこととしております。その中で、街路灯に関しましては夜間における交通安全並びに防犯の向上を目的に一定間隔で設置をしますが、既に開通している区間を含めてシンボルロードとしての景観形成を図るためにデザイン性のある街路灯を設置しております。また環境面にも配慮するため、現在整備を進めている区間ではLED照明を採用しております。

先日、東村山市内で「自治基本条例に注意して」というピラを配っていて、全国で自治基本条例の反対運動が起きているということだったので、気になっていろいろ調べてみた。埼玉県の知り合いの市長に聞いたら「俺の目の黒いうちにはそんな条例は絶対にやらない」と言ったので、驚いてある県会議員に連絡したら、その県会議員は埼玉県内でそういう条例をつくらせないようがんばっているということだった。今度はある市議員に聞いたら所属する政党から『ちょっと待って自治基本条例』というパンフレットを全地方議員に配布しているということだった。さらに調べたら、自治労の運動方針の第1項目に「それぞれの自治体で自治基本条例をやる」と書いてある。8月のタウンミーティングで市長が「公約として自治基本条例を訴えた」と言っているが、どういうお気持ちでこういう市の意見が割れるような条例を公約に掲げたのか。この条例は全国の自治体の議会で次々と否決されているらしいが、そういうことをやるのであれば市民会議を含めて我々市民に対して賛成意見と反対意見の両方を主張する学者を呼んで話を聞かせてもらいたい。

それと今日のアンケートに『あなたは自治基本条例を聞いたことがありますか』とあって、『聞いたことがある』『聞いたことがない』とあるが、聞いたことがあるのと知っているのとではえらい違いだと思う。このアンケートで半分ぐらいの人が『聞いたことがある』に丸つけているからといって「市民に周知されているので知らないほうが悪いんだ」というふうに言われても困る。これで「市民は自治基本条例を知っている」というのはおかしい。

最後に、8月のタウンミーティングの議事録を見ると常設型の住民投票について積極的だということだが、常設型の住民投票をつくと恐るべき金がかかる。いつ住民投票があるのかわからないのに有権者名簿をつくらなければならない。そのお金は一体どこから出てくるのか。国会で常設型の住民投票は憲法違反であるという論戦があった。それを東村山で進めるとなると、平和な東村山市に波風が立つと思う。

◎ 市長回答 ◎

現在、東村山市で策定を進めております（仮称）自治基本条例についてご質問をいただきました。まず「なぜ公約に掲げたか」ということですが、平成12年に地方分権一括法が施行されまして、地方自治体の自治権というのが非常に拡大されました。また、昨年・今年の4月からこれまで東京都等で行われていた事務の一部が市町村で行われるようになったり、これまで法的に義務付けられてきたことがその法の裏づけがなくなって「あとはそれぞれの自治体でやるかやらないか判断しなさい」と。こういうかたちで地方分権の大きな流れが近年、非常に高まってきています。そういう意味で、もう一度、我がまちをどのようにつくっていくのか。どういうふうに守っていくのか、育てていくのか。選挙で選ばれたといっても私ども市長や議員だけで決められる話ではなくて、市民の皆さんといろいろな意見交換、キャッチボールをしながらまちをつくっていくことが欠かせなくなっていると考えています。それぞれ自治体も高齢化が進み、かつ一部では人口も減少して活力を失いつつある地域も多い、あるいはかつてのような地域の濃密な関係が薄れて地域社会が崩壊しつつあると言われるような状況がある中で、市民の皆さん一人ひとりに自分のまちに関心を持っていただき、できる範囲でまちづくりを担っていただく機運を高めていくことがこれからの地方行政を進めていくうえで非常に重要だと考えております。そういう意味でこれからの地方自治体というのは市民の皆さんの参加・協働というのが欠かせないことだと考えておりまして、現在、東村山市でも様々なかたちで市民

の皆さんと協働しながらまちづくりを進めています。例えばこの久米川ふれあいセンターというのは市で設置しておりますけれども、運営していただいているのは市民協議会、地元の市民の皆さんに管理運営を担っていただいています、他のふれあいセンターも同じような仕組みでやらせていただいています。これまでそういった市民参加、市民との協働でつくりあげる自治ということについて全く条例がなくその都度進めてきたわけですけれども、それらをまとめて条例化して議会の承認をいただいた中で市民参加と協働を進めていくことが重要だと考え、当市でも（仮称）自治基本条例をつくっておいたほうがいいのかということで、選挙の公約として掲げたわけであります。

基本的には自治体運営というのは憲法・地方自治法・その他の法律、それから市でつくっている条例に基づいて運営されておまして、わざわざ自治基本条例というものをつくらなくても運営できないわけではありませぬので、そういう意味で自治基本条例は必要ないという意見もあります。ただ、市民参加・市民との協働ということについて全くルールが定まらない中で進めるほうがかえって問題があるのではないか、議会のきちんとしたご承認をいただいた条例に基づいて進めていくことが大事ではないかなと考えております。

それから市民周知の一環として賛成する方・反対される方、両方の立場の学者さんと呼んで話し合いをする場面をつくったらどうかというご提案ですが、確かに自治基本条例というのは名称も難しそうですし、条例ができたからといってすぐに市民生活が大きく変わるようなものではないので、内容的によくわからない点があるのも事実で、市民の皆さんの認知度もそれほど高いものではないというふうに我々も認識しております。ですので、市民の皆さんがどの程度名前を聞いたことがあるのか、あるいは関心をお持ちなのか等、このタウンミーティングやいろいろな機会を使って把握に努めているところでございます。自治基本条例については市民の皆さんがこの条例で少しでもまちに関心を持っていただく、そして地域やまちのことにご自身ができる範囲で自らご協力いただくということが大原則ですから、今後も機会をみてさまざまなかたちで多くの方に知っていただく努力をしていく必要があると思っておりますので、ご提案のようなことも含めてどのように認知度を高めていくか研究したいと考えております。

それと住民投票の関係でございますが、当市も直接請求で「住民投票をやりなさい」という個別型の住民投票条例と言われているものを出されたことが過去に二度ございます。1つは東村山駅西口の再開発事業の是非を問う住民投票をやりなさいというのが平成18年に出されています。それから昨年、現在建設中のリサイクルセンターの建設についてももう一度市民の是非を問いなさいということで住民投票をやれという直接請求が出されております。西口再開発の時が1万8000名ほどの署名がありました。昨年のリサイクルセンターについては8000名弱ぐらいの署名が出されております。両方とも東村山では市議会でも否決されて住民投票には至っておりませんが、個別型は有権者の1/50の署名数が集まればいつでも直接請求で議会に提出することが可能であります。当時もいろいろ議論されましたけれども、1回住民投票をやると選挙と同じなので費用が4000万円ぐらいかかるということをはっきりしているところであります。実は今年、隣市で府中街道の津田塾大学の前のところの計画について変更を求めている市民の皆さんが「住民投票をやれ」ということで直接請求を出されて、約7000名の署名数だったと思いますが議会が可決して住民投票を実施しました。ただ、あとから全有権者の50%の投票がないと開票しないという成立要件を決めたので、結果として35%の投票率で開票せず、未だに「投票させておいて開票しないのはけしからん」ということでまだ問題がくすぶっているような状況でございます。

基本的には正当な選挙を受けて選ばれた首長や議員が決定すればそれでいいわけですがけれども、市

民の中には首長や議会の決定に対して納得いかないということもあるわけで、幅広い民意と首長や議会との決定が乖離する、食い違うということが全くあり得ないとは考えません。我々も白紙で委任を受けているわけではありませんので、常にこうやって生の声を聞かせていただかないと民意と政治が乖離する危険性というのはあるだろうというふうに思います。最終的には住民投票というのがあってもいいのかなと私は考えていますが、そうしばしばやられては「我々は何のために市民の皆さんに選ばれたのか」ということもあるので、多くの方が住民投票をやれという状況でないと1回議会で決定したものを覆すということにはならないのではないかとこのことが言えると考えております。

現在、東村山市でつくっている自治基本条例の中のいわゆる常設型と言われる住民投票については、市議市長選の有権者の1/6の署名があればやりますよというようなつくりになっています。通常、議会の解散あるいは首長のリコールというのは有権者の1/3が必要で、1/3集まったら必ずやらなければいけないと法的に義務付けられているものですが、住民投票というのは市で独自にやるかやらないか判断できるので、本市の場合は1/6というと2万人の署名数です。2万人ぐらいの方から「住民投票をやれ」と言われれば、私の感覚として言えばやらざるを得ないかなという感覚を持っていますし、恐らく本市の議員の皆さんも2万人ぐらいの有権者の方に「住民投票をやれ」という話になればやらざるを得ないのではないかとこのように思っています。これはまだ議会にお出ししているものではありませんので、最終的には議会で住民投票をやるのかやらないのか、あるいはどういう場合にやるのかということについてはこれから議論されると思っておりますが、現状、素案として我々が考えているものについては今、申し上げたようなつくりになっているものでございますので、そうそう簡単に住民投票をしょっちゅうやるような状況になるとは私としては考えておりません。

有権者名簿はどうなるのか。住民投票に投票する人も有権者ということなのか。

(多摩湖町 Mさん)

◎ 市長回答 ◎

そうです。ただ、投票者の規定についてはまだ条例の中でそこまでまとめきれていません。審議会の中の議論では一人だけですけれども「外国人にも投票権を与えるべきだ」という人もいますが、私は基本的にそれには反対です。それと「年齢を引き下げて18歳から投票できるようにすべきだ」というご意見もあります。ただ、今、国政で憲法の国民投票法が18歳になっているけれども、18歳にするのか20歳にするのか、まだまとまっていない段階ですから、我々としては最大公約数で認められている日本国籍を有する市議市長選の有権者、要するに20歳以上の方に住民投票の請求権、それから投票権を有するというのが一番現実的な話ではないかと考えています。

◎ 企画政策課より ◎

この条例は、東村山市の自治の基本理念と基本原則、まちづくりに必要な事項について定めるものです。

なお、条例（案）につきましては、憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくられています。

住民投票につきましては、市議会・市長の選挙権を有する者で1/6の連署、市議会議員定数の過半数の連署、市長は自ら発議できるとしており、それ以外については別に条例を定めるとしております。

◆自治基本条例について（その2）

（久米川町 Nさん）

先だっで行われた『かんたん自治基本条例』に参加したが、3回参加してなぜこれをつくらなければならないのかますますわからなくなった。例えば今、このセンターも円滑に運営されている。自治会もある。そのうえ尚且つ、この自治基本条例は住民の参加によって市に貢献しようというものだが、わからなかったので講師の方に「この自治基本条例のメリットとデメリットは何か」と質問した。メリットに関しては何も言わなかったが、デメリットに関しては「自治基本条例を決めることによってこれを理由に決められてしまうので、今いろいろ工夫していることが工夫されなくなってくる」と。考えなくなるということが1つのデメリットということだった。それからこれが決まった場合、あるいはこれが決まるまでの費用がどれくらいかかるのかということをも市長に質問したい。

それとこの条例は最高規範というか優先されなければならないということで、今ある300の条例を全て見直さなければいけなくなってくる。自治基本条例によって基本が決められてしまうとその見直しの時間と費用がかかるのが心配。

それと講師に「これは無理やり決めなければいけないのか」と聞いたら、「5年間かけていろんな人が協力しているから、これは何としてもやらなければいけない」と。しかし市民会議には120名が参加してやっていたが、市の人口の何%になるのか。その120名が一生懸命やったからといって市の将来を決めてしまう条例をつくっていいのかどうかという判断が、私には非常に疑問。必要性があるのかないのか。今うまくいっている状態なのに、さらに市民に責務を負わせる条例があっているのかどうか。これが決まったことでそれを見ていく委員会ができるので、その委員会にかかる時間・人件費等、その委員会が何をやるのかも不明のまま。私は決めなくてもいい条例だと思っている。これを決めないと東村山市は運営できないような市であるのかということも含めてお尋ねしたい。

◎ 市長回答 ◎

また自治基本条例の関係についてご質問いただきました。できることでのメリット・デメリットはいろいろあろうかと思いますが、ちょっと経過について説明させていただくと、先ほどの方にもご説明したように地方自治体というのは自治基本条例がなくてもちゃんと運営はできます。憲法や地方自治法、その他条例等があるので、特にないと運営できないというものではありません。ですので、屋上屋を重ねるような条例になる危険性があるからつからないほうが良いという議論があるのも承知していますが、先ほど申し上げたように地方分権が進む中で自分たちのことを自分たちで決めていかなければならないことが増えてきているのも事実です。その決め方のルールが法律で定められていることだけではなかなかできないということが現実に様々あります。例えば市政の最終決定権を持っているのは議会になります。議会は正当に選挙で選ばれた議員さんたちが決めるわけです。ただ、議会で決めるのは基本的に条例であって、その運用とか細かい点は結局市民の皆さんと平場で相対しているご意見を聞きながら進めているというのが地方自治体の実態なんですね。そういう中で市民参加をきちんと保障していく。それから一緒にまちをつかっていく場合のルールを必要最小限のものだけでも議会で承認した条例として定めておかないと、これから市民と一緒にまちをつくる、まちを盛り上げていくということは難しいように思います。なくてももちろんできないことはありませんが、必要最小限のルールはいろいろな団体の規約のようなもので、「こういうことはこのように決めておく」というような原理原則だけは定めておいたほうがよろしいのではないかと考えているところであります。現在、東村山市議会でも市議会基本条例というのを策定中でございまして、議

会も憲法や地方自治法があれば議会基本条例がないと運営ができないというわけではありませんが、分権時代を迎えて、市民の皆さんといろいろ意見交換をしながら物事を進めていかなければならない時代を迎えたという認識は私も行政と議会は共有しているのかなと考えております。

それから見直しの関係ですが、当市の自治基本条例は最高規範というような位置付けはしておりません。そもそも条例はどちらの条例が上でどちらの条例が下ということはありませんで、あくまでも並列の関係になっていることから、自治基本条例をつくったからといって他の条例を全て改正しなければならないというような作りにはなっておりませんので、見直しは基本的には必要なく、費用はかからないと考えております。先ほど申し上げたようにこの間の地方分権の流れの中で、これまで法律に根拠を委ねてやってきたことが、そもそも根拠法令がなくなってしまったというものがあります。例えば市の最上位の計画と言われている総合計画の核心部分は、将来どういうまちをつくるかという将来都市像というのがありますが、それらを含めた基本構想は今まで地方自治法に基づいて各自治体でつくりなさいということが法律で定められていたのですけれども、今回の地方自治法の改正でこの基本構想はつくるかつくりなかないかも含めて各自治体で判断しなさいということになりました。基本的な構想が何もなくてまちづくりを進めるわけにはいきませんので、東村山市としては今後も基本構想をつくって議会に議決いただいて総合計画をつくり、それに基づいて総合的なまちづくり、行政を進めていきたいと考えています。そういったことについては今回の（仮称）自治基本条例の中で条例として担保するという作り方になっています。従いまして、これまで法で裏づけられてきたことで法の裏付けがなくなったものについては今回の条例で根拠を持たせるという作り方にしておりますが、最高規範性についてはそういう位置付けはしておりませんので、今申し上げたようにこの条例をつくったからといって他の条例を見直す必要はないものと考えております。

それから市民の責務の関係ですが、今回の自治基本条例は基本的には新たに市民の皆さんに責務を課す条例ではありません。先ほど来、申し上げているようにあくまでも自主的かつ主体的にまちづくりに参加する権利を保障しようというものであって、市政のいろいろな段階で市民参加を行政側として用意していくという作りになっています。ですので、参加したくない方は参加しなくてもいいわけなんですけど、我々としてはできるだけご意見を言っていて、皆さんのご意見を踏まえながら全体を考えて計画をつくり執行し、評価をして、よりよいまちづくりに資するようにしていきたいと考えております。特段、市民の皆さんに新たな責務や義務を課す内容とは捉えておりませんので、今、市のホームページで自治基本条例について閲覧できるようになっておりますので、よく内容をご確認いただければありがたいかなと考えております。

これまでどのぐらいの費用がかかったのか。さいたま市は2年間で1700万円の費用をかけてつくるのをやめた。東村山は5年間かかっているので決めなければならないということだったが、5年間でどのぐらい費用がかかったのか。その前に自治基本条例をつくるかつくりなかないか住民投票すれば税金を使わずに済んだと思う。（久米川町 Nさん）

◎ 市長回答 ◎

今、手元に資料がないので正確にはお答えできませんが、当市ではトータルでも500万円ぐらいではないかなと思っております。調査費やその他入れてもそのぐらいかと。1年半やった市民会議が300万円で、その他は審議会だけなので、500万円前後だと思います。

その中には会議の時の市職員の残業費とかは含まれているのか。（久米川町 Nさん）

◎ 市長回答 ◎

事業費ですので、人件費は含まれておりません。

会場費や印刷代等、間接的な費用は入っていないということか。 (久米川町 Nさん)

◎ 市長回答 ◎

直接的な費用は恐らく500万円までは入っていないと思いますけれども、その中に人件費は含まれておりません。

印刷費は入っていないのか。 (久米川町 Nさん)

◎ 市長回答 ◎

印刷製本費についても、人件費を除いた部分については500万円ぐらいだと思います。

◎ 企画政策課より ◎

この条例は、東村山市の自治の基本理念と基本原則、まちづくりに必要な事項について定めるものです。

なお、条例（案）につきましては、憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくられています。

平成21年度からの5年間のコストにつきましては、報酬、報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料を含め約950万円となっています。

◆自治基本条例における市民の定義について

(栄町 Kさん)

「自治基本条例の考え方についてご意見をお寄せください」という用紙でパブリックコメントもしたが、ここに出てくる市民の定義が曖昧で、この中に市民の定義がされていない。議会基本条例の時に「市民の定義は何か」と聞いたが、議員さんは広義の市民ということで答えた。広義の市民というのは、住民、通勤・通学する人、NPO 団体、市に在籍する企業、それから活動する団体も含まれているということだが、私は市民というと住民のことだと思っている。もし市民が市外の人も含められるとなると、そういう人たちが参加・協働してまちをつくっていくと書いてあるが、それでいいと考えているのか。税金を納めている私たちが、税金を納めていない活動団体と一緒に参加して市と協働し、意見を言って同じような権利を持つと書いてあるが、それでは納得がいかない。

それと市民参加について義務を課すようなことはないと言ったが、そうになると参加できない人もいると思う。そういう人達の声が全く届かず、参加できる人だけの声が市政に影響を及ぼしていくということが非常に心配。そういうことがないようにしていくにはどうしたらいいとお考えか。

◎ 市長回答 ◎

市民の定義については審議会でも「盛り込むべきだ」というご意見と、「常識的に市民ということではないのか」というご意見の両方がありました。というのは、条例の中で市民を定義付けるというのはある意味非常に難しいところがあります。個別に何かを給付する等という具体的なサービスの場合は、当然、東村山市に住所を有する市民ということになります。しかも一定の年齢とか所得とかの要件を細かく決めて「そういう方にサービスを提供しますよ」ということになるのですが、自治

基本条例のように包括的に市全体のこれからのまちづくりの仕組み・ルールのアウトラインというか必要最低限のものを定めるようなものについて、あまり厳密に定めると身動きが取れなくなってしまうのではないかなというようにもあって、ある意味ご指摘のとおり曖昧になっている部分があります。ただ、具体的なサービスの受け手の市民については各条例で定められるわけですし、市民参加のあり方としては、例えばこのタウンミーティングも1つの市民参加の手法だと捉えていますけれども、今日は久米川町でやっていますが久米川町の住民以外は入れませんということにはなっていません。他市の方が来るとはあまり思いませんが「市外の方は帰ってください」という立場ではありません。この場合は特段、国籍を問うものでもないということですが、先ほどの方にもお話したように住民投票のように極めてそのまちの意思決定に大きな力を持つようなものについては、東村山市長あるいは東村山市議会議員の投票権を有する方に限るのが妥当だろうと私は考えています。ですので、基本は市に在住している市民ですがいろいろな所得の方もいらっしゃるの、「税金を払っていないからあなたは駄目だ」とは言えないわけで、そこは一定程度配慮していく。広く言えば東村山に住所を有する住民たる市民が基本になりますけれども、例えば現状、施設についても市外の方は受けないとつくっていないんです。市の施設は市外の方もご利用いただけるようになっていきますし、公民館以外は市外の方は使用料を高く徴収するというにはつくられておりません。これは長い歴史の中でそうやってきたということと、周辺の小平市や清瀬市・久留米市等とは市同士で協定を結んで、お互いの市民が図書館やスポーツ施設等の公共施設を相互に利用し合うということを進めていますので、逆に東村山の方が小平市の図書館や東久留米市のスポーツ施設を使うこともできるようになっています。その方がお互いの市民の利便性を図れるだろうということからさせていただいているので、それを市に在住していないと使えないということにしてしまうと先ほどの方のお話のように全部の条例を変えなければならないので、今の段階では自治基本条例の中では常識的な範囲で市民を捉えさせていただいています。議論としては市民の皆さんの税金を使ってなんで市外の人を受けなければいけないのかという話はあるのですが、逆に東村山市民の方が周辺市の施設を利用されている事例もあるので、隣接する市同士で「市外は駄目だ」とか「うちの市民だけだ」ということを厳密にやる方がいいのかどうかというのは私は疑問なので、そこは少しおおらかに捉えて考えてもいいのではないかなと思います。ただ、そのまちの政治的な意思決定をするということは、当然そのまちに住んでいる方が決めるのが大原則だと思っていますので、今、市民アンケートや無作為抽出型の市民討議会とか自治基本条例の策定市民会議も、全部、市内に在住している方でしかも改正前の住基法に登録されている住民しか無作為で選ばれていませんので、そういう方に参加させていただいて政策形成をしていただいていると考えています。サービスを受ける場合と物事を決める場合の市民のあり方というのは当然それぞれのまちで考え方を考える必要があるのではないかなと考えています。

それから参加できない方への配慮というのは、我々も頭が痛いというか知恵を絞らなければいけないことで、条文の中にも「不断にそういう努力をしなさい」と書かせていただいています。いろいろな会合をやると市に対していろいろご意見のある方だけが集まる傾向があるので、最近、我々は何か計画をつくる時はできるだけ市役所や地域と関わりのない方も含めてご意見を聞く必要があるということで、アンケートや市民会議をやる時も無作為抽出で住民票の中から選ばせていただくという手法を取っています。それとてお時間のある方に限られてしまうので、その他なかなかそういうところに出たくない、あるいは出たいけれども時間がなくて物が言えないという方については具体的にどういう手法でというのは今申し上げる材料はありませんが、そういった方も含めて幅広く市民の皆さんが物が言える、あるいは参加できる機会を開発していく必要があると考えております。

◎ 企画政策課より ◎

この条例は、東村山市の市政の基本的な考え方として定めるものです。

なお、条例（案）につきましては、憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくられています。

市民の定義については、様々ご意見もありましたが、定義した用語については解釈を明確にする一方、範囲を限定してしまうこととなるため、必要な局面になった時点でその都度定義していくと考えております。

全員が市政に参加できるかという点、非常に難しいところもありますが、まず参加していただきたいということで、参加するよう努めるとともに、市民参加を踏まえたまちづくりをしていくこと、市と様々な個人・団体と対等の関係で協働してまちづくりをしていくこととしております。



【市長まとめ】

本日は長時間に亘りいろいろとご意見いただきまして、ありがとうございます。まだ言い足りない、聞き足りない、市長の回答では納得いかないという部分も当然あろうかと思えますけれども、お時間ということなので申し訳ございませんがこれにて終了とさせていただきたいと思えます。

先ほどもいろいろ申し上げたように、これからますます高齢化が進み、また、分権の流れの中で、市民の皆さんが自分たちのまちをどうするのかということがかなり大事なことになってきます。市民の皆さんと平場で意見交換しながら、東村山を少しでも良いまちにしていく機運を高めていく。そのために我々ももちろん汗をかきますが、市民の皆さんにもできる範囲で結構ですけれども、先ほどの方も毎日緑道をお掃除いただいているということで感謝に堪えませんが、まちに対してできることはぜひお願いしたいなと思っておりますので、今日の会がそういうきっかけになれば幸いだというふうに思っております。

皆さん、長時間お疲れ様でした。司会のMさんありがとうございました。

市民と市長の対話集会
第73回
タウンミーティング記録集

発行 平成26年2月
東村山市役所市民部市民協働課
東京都東村山市本町1丁目2番地3
TEL 042(393)5111
内線 2564